

石綿事前調査結果の報告に係るQ & A

- Q1 石綿の事前調査は、全ての工事で行わなければならないのでしょうか。
- A1 はい、大気汚染防止法により、全ての解体工事や改修工事等で調査を行うことが定められています。
- Q2 工事の発注者が石綿の事前調査を行っている場合、その結果をそのまま用いて良いですか。
- A2 元請業者が事前調査を行うことが法で定められています。
なお、元請業者が、発注者の事前調査結果を参考にすることは可能です。
- Q3 建築物以外についても事前調査を行う必要があるのでしょうか。
- A3 建築物・工作物について行うこととなっています。
なお、ガラスのように、石綿を含まないことが明らかなものは事前調査不要です。
- Q4 「書面による調査及び目視による調査を行った者」の欄のうち「講習登録規程の区分」には何を記入すればよいのでしょうか。
- A4 有資格者の区分として「一般」「一戸建て等」を選択してください。
- Q5 「分析による調査」とは何を指すのでしょうか。
- A5 事前調査においては、「書面」を基本とし、書面で判断つかない場合、分析して判断することとなっています。分析を行った際は、分析を依頼した会社についての情報を入力してください。
- Q6 事前調査結果は全て報告しなければならないのでしょうか。
- A6 事前調査結果の報告対象は、一定規模を超えるもの（補修等：請負金額 100 万円以上、解体：床面積 80 平方メートル以上）との定めがありますので、該当する工事については、報告が必要です。
- Q7 報告する先は、どの機関を選べばよいのでしょうか。
- A7 工事を行う場所を所管する行政機関を選択してください。
甲府市内 → 甲府市環境部
その他の市町村 → 山梨県
- Q8 「石綿をなしとした根拠」には何を記入すればよいのでしょうか。
- A8 選択肢から選択するようお願いします。

石綿事前調査結果の報告に係るQ&A

Q9 「外壁の仕上げ塗剤」は、「吹付け材」の欄に入力すれば良いですか。

A9 「仕上塗材」欄に入力をお願いします。

大気汚染防止法の改正前は、仕上げ塗剤はレベル1（吹付材）に分類されていましたが、法改正後は、レベル1の扱いをしないこととなっています。

ただし、階段裏などに吹付け施工されている「バーミキュライト（ひる石）」「パーライト」については、法改正後も引き続きレベル1の扱いであるため、「吹付材」欄への入力をお願いします。

Q10 請負金額と解体床面積は、なぜ入力する必要があるのでしょうか。

A10 事前調査結果の報告対象は次のとおり定められているため、該当する欄への入力をお願いします。

補修等：請負金額 100 万円以上

解体：床面積 80 平方メートル以上

Q11 工事が始まった後に、報告すればよいですか。

A11 事前（工事開始まで）にと法に定められています。工事開始までに余裕をもって報告するようお願いします。

Q12 誰が報告すればよいですか。

A12 元請業者が事前調査を行うことが法で定められていますので、元請業者の責任において報告をお願いします。

Q13 「分析による調査」を行った場合、「調査を行った箇所」の欄には何を入力すればよいですか。

A13 「外壁塗剤」「天井吹付材」のように、分析した部材が分かるように具体的な名称の記入をお願いします。

以上